

2020再工技発第22号  
2020年12月24日

原子力規制委員会殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4番地108

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚

再処理施設の変更に係る  
設計及び工事の方法の認可申請及び  
再処理施設に関する設計及び  
工事の方法の変更の認可申請の  
取下げについて

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）第45条第1項及び第2項の規定に基づき当社より申請した別紙の設計及び工事の方法の認可申請について取り下げるものと致します。

<再処理施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請> (炉規法第45条第1項)

- ・平成30年10月5日付け2018再工営発第16号  
一部補正：平成31年3月19日付け2018再工技発第9号

<再処理施設に関する設計及び工事の方法の変更の認可申請> (炉規法第45条第2項)

- ・平成30年5月31日付け2018再工営発第6号  
一部補正：平成31年3月19日付け2018再工技発第4号

- ・平成30年7月13日付け2018再工営発第8号  
一部補正：平成31年3月19日付け2018再工技発第5号

- ・平成30年10月5日付け2018再工営発第14号  
一部補正：平成31年3月19日付け2018再工技発第6号

- ・平成30年10月29日付け2018再工営発第21号  
一部補正：平成31年3月19日付け2018再工技発第7号

- ・平成30年10月29日付け2018再工営発第22号  
一部補正：平成31年3月19日付け2018再工技発第8号